

**令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品開発) 企画運営業務委託 企画提案募集要領**

1 趣旨

本要領は令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業（インバウンド向け商品開発）企画運営業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業
(インバウンド向け商品開発) 企画運営業務委託

(2) 業務の目的

海外からの旅行者のニーズを捉え、本県のお茶を核とした文化体験ツアーを造成することで、インバウンド誘客や消費拡大及び満足度向上への貢献を図る。

(3) 業務の委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日(金)まで

(4) 業務の内容

別添、「令和 8 年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業（インバウンド向け商品開発）企画運営業務委託仕様書」のとおり。ただし仕様書の内容は、委託者と協議のうえ、予算の範囲内で変更できるものとする。

(5) 契約限度額

19,920,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内
※限度額を超えたものは失格とする。

3 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社または支社、営業所を有していること。
- (2) 過去 5 年間に、国や静岡県内の地方公共団体、観光団体、民間事業者等が委託する文化資源を活用した商品造成業務の類似案件を受託した実績を有する者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

項 目	日 程
質問受付期間	令和8年7月29日(水)～8月3日(月)正午
質問に対する回答	令和8年8月7日(金)
参加表明書提出期限	令和8年8月10日(月)17時
企画提案書提出期限	令和8年8月14日(金)17時
審査(プレゼンテーションにより実施)	令和8年8月18日(火)※時間は別途提示
選定結果の通知	令和8年8月21日(金)

(2) 質問事項の受付・締切りについて

本要領の内容等についての質問は、「(別紙1) 質問書様式」により提出してください。

ア 提出期限

令和8年8月3日(月) 正午まで

締切時刻以降の質問については、受け付けません。

イ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行ってください。

ウ 回答期限

令和8年8月7日(金)までに、質問者に対しメールで回答するほか、インターネット(県ホームページ)に掲示します。(ただし、個人情報を除く)

(3) 参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、所定の様式(別紙2)により参加の意思を表明するものとする。なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(別紙3)を(4)の企画提案書の提出期限までに電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年8月10日(月)17時まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

電子メールアドレス: arts@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別添、「令和8年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業(インバウンド向け商品開発)企画運営業務委託 企画提案書作成要領」に従い、作成する。

イ 提出期限

令和8年8月14日(金)17時まで(必着)

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

電子メール: arts@pref.shizuoka.lg.jp 電 話: 054-221-3506

エ 提出方法

電子メール ※確実な受信確認のため、提出時にお電話ください。

- ※企画提案は、1 事業者 1 提案とすること。
- ※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。
- ※企画提案書提出後の提案書の修正は認めない。追加提案書の提出も認めない。

(5) プレゼンテーション

- ア 実施日 令和8年8月18日（火） ※時間は別途通知する
- イ 実施方法 オンライン
- ウ 1社当たりの所要時間 プレゼンテーション：15分程度、質疑応答：15分程度
- エ 留意事項
 - (ア) プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。なお、企画提案書に記載するウェブサイトや動画の紹介については、パソコンを使用した説明を認める。
 - (イ) 参加者は3名以内とする。
 - (ウ) 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加各社の負担とする。

(7) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

5 選定

(1) 審査

「令和8年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業（インバウンド向け商品開発）企画運営業務委託企画提案選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 審査基準

項 目	審査基準
業務の理解度	・令和8年度しずおかのお茶文化体験コンテンツ創造事業（インバウンド向け商品開発）企画運営業務委託の趣旨、目的に沿った企画提案になっているか
業務の実行力	・業務を確実に実施できる体制を有しているか ・過去に類似業務の実績を有しているか ・業務工程表が適切に作成されているか
提案の魅力や企画力	・お茶を核とした文化資源の魅力を引き出せる提案となっているか ・独自性があり魅力的な提案されているか ・クリエイティブツーリズムの考えが取り入れられているか ・歴史や文化的なストーリーや魅力が伝わるよう工夫されているか ・BtoC または BtoB などのターゲットが明確になっているか ・地域の事業者等と連携するなど、将来的に持続可能な販売を意識しているか ・効果検証が定性的・定量的になされ、分析能力を有しているか
経費見積りの妥当性	・業務内容に見合った経費見積りとなっているか ・経費の積算は適切か
社会的取組	・多様な人材が活躍する社会の実現に向けた取組を実施しているか

(3) 選定結果

ア 候補者の選定

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和8年8月21日（金）までに全てのプレゼンテーション参加者に、電子メールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

イ 選定結果に対する説明

選定結果について、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日を除く）以内に書面（自由様式）により、説明を求めることができる。

(4) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

6 その他

- ・ 契約手続きにおいて、使用する言語及び通過は日本語及び日本円とする。
- ・ 提出された書類等は返却しない。また、必要に応じて複写することがある（静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課内及び選定委員会での使用に限る。）。
- ・ 契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で、協議の上、修正をする場合があるものとする。
- ・ 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙4）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、または当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙5）の写し

7 問い合わせ

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 東館12階

電話 054-221-3506 F A X 054-221-2827

電子メール arts@pref.shizuoka.lg.jp